

重複服薬に係る市町の指導状況について

1 令和 3 年度実施状況

重複服薬への 指導実施市町数	指導方法		
	文書	電話	訪問
39	29	9	23

2 実施内容

市町により、抽出基準や実施方法等は様々なため、主な例を記載

(1) 対象者の選定

- ① 調剤レセプトから抽出した重複多剤服薬者のうち、高い訪問指導効果が見込まれる者を地元薬剤師会と共同で選定。
- ② 重複の程度が多いなど必要性が高いと考えられる者を抽出し、地元医師会から案件ごとに助言を得る。
- ③ （KDB システムから月ごとの対象者抽出が可能となっており、）3 か月連続して同一月に 2（又は 3）以上の医療機関から同一の薬効の投与を受けている者のうち、レセプト・保健師の確認によりリストアップ。
- ④ 委託事業者においてレセプト情報から絞り込み。保健師と共同で訪問対象者をリストアップ。

(2) 指導内容

- ① 個人の服薬状況を印字したハガキを送付。ハガキは、重複状況を本人に認識いただき、お薬手帳の使用、主治医・薬剤師への相談を促す内容。
個別訪問では、薬剤師が指導を行い、適切な受療行動を促す。
 - ② 通知文とパンフレットの送付。訪問・電話によりお薬手帳の活用、適切な受診、保健指導を実施。
 - ③ 服薬情報（医療機関名、薬局名、薬剤種類、薬品名、数量、回数・日数、剤型、調剤日）を、説明文書（「重複服薬とは？」「重複服薬するとどうなるの？」「どうすればいいの？」等）とともに送付。
- ※ 残薬調整希望カード等を配布する市町もある。

(3) 実施方法

- ① 地元薬剤師会と連携して、対象者を選定し、薬剤師による訪問指導実施。
- ② 市町において、対象者を選定し、保健師が電話・訪問指導。
- ③ 対象者抽出のみ、あるいは対象者抽出から対象者選定・訪問指導まで事業者委託。